

平成29年度 第12回全体庁議（1月29日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) 帯広市国民保護計画の変更について [総務部]
----	-------	--------------	----------------------------

■ 提案・報告の趣旨

平成19年3月に策定した「帯広市国民保護計画」について、国の「国民の保護に関する基本指針」(以下、「基本指針」という。)や北海道の「北海道国民保護計画」の変更を踏まえ、警報等の伝達手段に関する記載等を追加するとともに、市の機構改革や消防広域化などの組織改編を反映することとし、改訂案を2月8日の総務委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 帯広市国民保護計画の目的

外国からの武力攻撃やテロなどが発生した際に、帯広市が国・北海道・関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に住民の避難や救援などを実施できるよう、あらかじめ定めておくもの。

2 策定・変更の経過

「武力攻撃事態等における国民の保護のための法律」や基本指針などを踏まえ、平成18年9月以降、帯広市国民保護協議会を4回開催し、平成19年3月に「帯広市国民保護計画」を策定した。

今回の変更は、策定当初には無かったJ-ALERTなどの警報伝達手段について追加するほか、市の組織改編による名称変更等を反映するもの。

3 計画の概要

外国からの弾道ミサイルやテロ行為などの武力攻撃事態等を想定し、平時からの備えや武力攻撃事態等への市の役割を網羅的に記載しているもの。武力攻撃事態等に対しては、国・北海道・関係機関と密接に連携・協力して対処することとしており、市の役割は住民への迅速な情報伝達や避難誘導などとなっている。

4 主な変更内容

警報等の伝達手段に関する記載(J-ALERT等)を追加するほか、市の組織改編等を反映するもの。

5 今後のスケジュール

2月8日の総務委員会に報告後、2月26日に開催する帯広市国民保護協議会において審議し、答申を受けた後、北海道への協議を経て変更を決定する。変更後は、市議会に改めて報告するとともに、市のホームページにて公表する。

■ 今後のスケジュール

- ・平成30年2月 8日 総務委員会に改訂案を報告
- ・平成30年2月26日 帯広市国民保護協議会において改訂案を審議
- ・平成30年3月 北海道に対し改訂案を協議  
北海道との協議終了後、議会報告及び公表

■ 審議結果

- ・同内容で、2月8日総務委員会に報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし